

1/3

暇健医第 835 号

平成28年9月28日

大阪府四條畷市長 土井 一憲

四條畷市福祉医療費助成にかかる現物給付について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の福祉医療費（老人・障がい者・ひとり親家庭・子ども）助成制度につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市の福祉医療費助成制度では、大阪府内の医療機関受診分については現物給付、大阪府外の医療機関受診分については現金給付（償還払い）にて実施しております。

受給者である市民からは、府内同様、生活圏である奈良県内でも現物給付の対応を求める声が高まっています。また、平成27年7月から子ども医療費助成の年齢拡充（小学校3年生までを中学校3年生へ）に伴う受給者の増加により、隣接する奈良県下の医療機関を利用される受給者も増加している現状もございます。

本市では、この市民ニーズを踏まえて社会保険診療報酬支払基金と協議した結果、現金給付手続きによる受給者負担の軽減など、住民サービスの向上を目的として、平成29年4月から、貴医療機関の社会保険適用の受診分について、現物給付（別紙の資料をご参照）にてご対応いただきたく、お願い申し上げます。

なお、10月下旬に現金給付の対応方法についての説明会を四條畷市田原支所にて開催する予定でございますので、ご多用中誠に恐縮ではございますが、別紙の調査票にてご回答くださいますようお願いいたします。

また、ご不明な点がございましたらご連絡くださいますようお願いいたします。

＜制度についてのお問い合わせ先＞

大阪府四條畷市健康福祉部子ども室手当医療課 田中

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話0743-71-0330（内線687）

＜医療費請求についてのお問い合わせ先＞

社会保険診療報酬支払基金大阪支部

審査企画部事業管理第1課 尾上（おのうえ）

〒530-8327 大阪市北区鶴野町2番12号

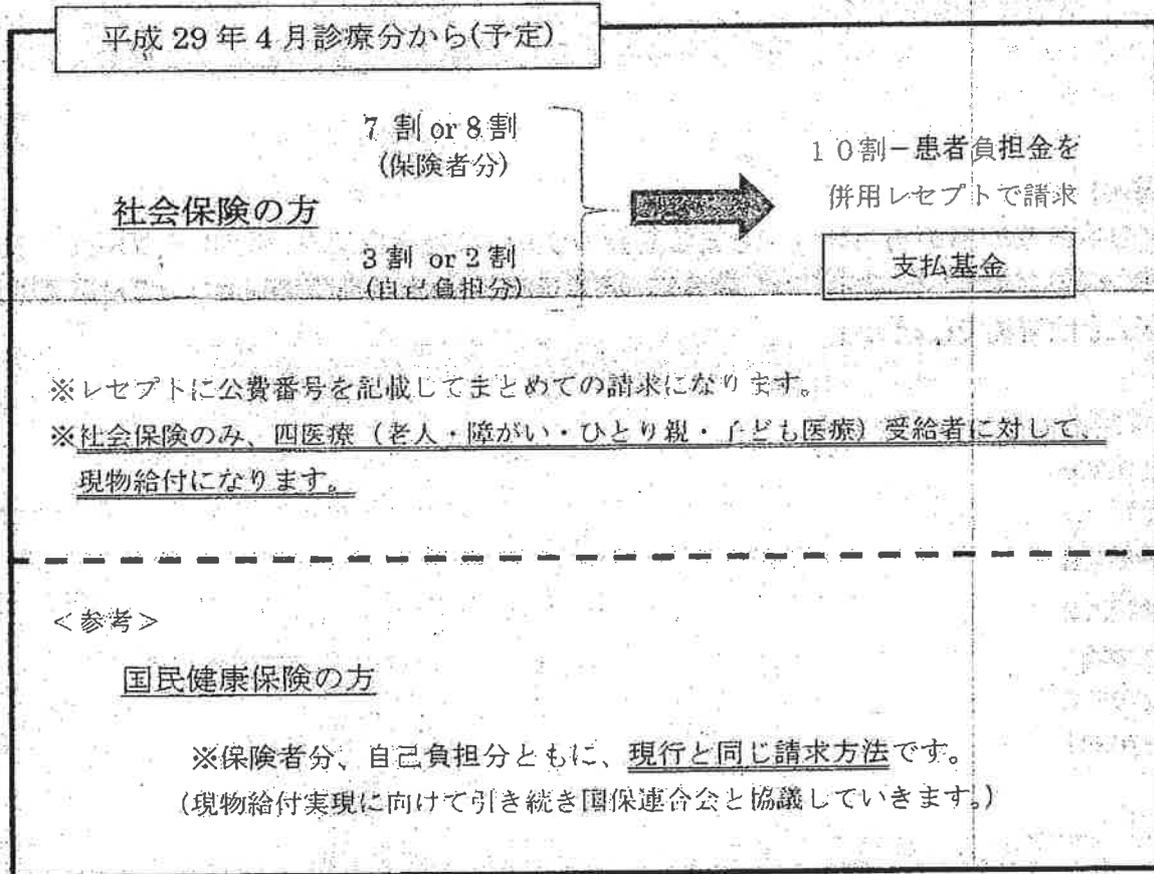
電話06-6375-2326（内線3111）

資料

○現物給付について

医療証を提示すると、保険診療分に関しては、医療機関の窓口での支払が、患者負担金（1回500円まで）のみになります。

○現物給付になると



○現物給付に対応するには

- ①レセプトコンピュータへ四條畷市の情報を設定・登録が必要となります。(問い合わせ方法は別紙1をご参照ください)
- ②受診時に社会保険受給者には、患者負担金（1回500円までを2回/月）のみ徴収。
- ③医療費の請求方法の変更。社会保険分は併用レセプトにて支払基金奈良支部へ請求。国民健康保険分は現行どおり。

○効果

- ①保険医療機関（保険薬局）のメリット
 - ・医療費助成事業分の未収金の減少
 - ・患者負担金のみ徴収による窓口業務の簡素化
- ②四條畷市住民サービスの向上
 - ・受給者の窓口負担減
 - ・医療費助成事業に係る事務の効率化

3/3

別紙1

○現物給付に対する問い合わせ方法

レセプトコンピュータの設定・登録につきましては、誠に恐縮でございますが、各院にてご対応いただきますようお願いいたします（ご使用のレセプトコンピュータにより費用が発生する場合があります）。

あらかじめメーカーにお問い合わせをされる場合は、下記のとおりご照会くださいますようお願いいたします。

＜事例＞

「大阪府四條畷市の自治体医療と支払基金取り扱いの社会保険を、併用レセプトとして支払基金奈良支部に請求することとなった場合に、該当の公費番号が当院のレセコンで対応できるようにすることは可能でしょうか」

四條畷市の自治体医療番号

80270309

82270307

86270303

87270302

88270301

89270300

90270307

＜制度についてのお問い合わせ先＞

大阪府四條畷市役所 手当医療課 田中
0743-71-0330（内線687）

＜事務処理、請求についてのお問い合わせ先＞

社会保険診療報酬支払基金 大阪支部
事業管理第1課 尾上（おのうえ）
06-6375-2321（代表番号）
06-6375-2326（直通番号；自動音声案内の
後に内線番号3111を続けてダイヤルしてください）